

「設計・コンサルタント業務等 入札契約問題検討委員会」 中間とりまとめ

建設大臣官房技術調査室技術情報係長
つつみ たつや
堤 達也

1

はじめに

公共施設の整備に当たっては、従来にもまして多様化、高度化する国民ニーズを反映する必要があり、特に、公共施設の整備プロセスにおける重要な部分を担当する設計・コンサルタント業務等の一層の充実が求められています。

建設省では、平成11年10月に中村英夫武蔵工業大学教授を委員長に「設計・コンサルタント業務等入札契約問題検討委員会」を設置しました。本委員会において、今後の社会的要請を踏まえた設計・コンサルタント業務等のあり方や役割分担の考え方を明確にした上で、入札契約プロセスにおける一層の競争性、透明性の確保を念頭に置きつつ、より技術的に質の高い業務成果を得るため、今後目指すべき設計・コンサルタント業務等の発注のあり方について基本的な考え方を整理するとともに、業務の種類や発注者の体制等に応じた適切な入札契約制度のあり方について、検討をいただけてきました。また、検討の途中では、2度にわたりインターネットによる意見公募を行いました。

今般、本委員会での検討結果がとりまとめられましたので紹介します。

2

検討の経過

平成11年

10月18日：第1回検討委員会

議題「今後の設計・コンサルタント業務等のあり方・役割」

10月26日～

11月26日：第1回インターネットによる意見公募

11月22日：第2回検討委員会

議題「設計・コンサルタント業務等の発注方式の基本的考え方」

平成12年

1月24日：第3回検討委員会

議題「業務の種類や発注者の体制等に応じた発注方式の提案」

2月1日～

2月29日：第2回インターネットによる意見公募

3月7日：第4回検討委員会

中間とりまとめ

3

中間とりまとめの概要

一般公募、発注機関、関連団体等からの意見を踏まえ、設計・コンサルタント業務等の入札契約

制度における現状の課題を整理すると、以下の三つに集約できます。

- ① 業務内容に応じて適正な方式が選定されていない
- ② 選定された方式が適正に運用されていない
- ③ その他（不十分な対価、不十分な成績評価等）

入札契約制度の改善に当たっては、業務の全体の流れや発注しようとする業務の内容を見据えて適正な発注方式を選定・運用することが重要です。本委員会では、上記の課題を踏まえ、以下の五つのポイントからなる具体的な改善策が提案されました。

(1) 業務内容に応じた適切な入札契約制度の提案

1) 業務内容に応じた入札契約方式の選定

- ① 業務の内容を知識、構想力（応用力）の二つの軸で評価する
- ② 業務内容に基づき発注者が業務に求めるものを明確化した上で、下記を基本に入札契約方式を選定する
 - ・知識・応用力いずれも特に求められるもの
総合評価型プロポーザル方式
 - ・知識または応用力が特に求められるもの
技術者評価型プロポーザル方式
 - ・その他 価格競争入札方式
- ③ 標準的な業務について標準パターンを提示する
- ④ 交渉方式導入の検討を進める

2) プロポーザル方式の改善

- ① プロポーザル方式採用の促進等の観点から「技術者評価型」を提案する
 - ・技術者の能力評価により比重をおいて評価する
 - ・提案は特定に必要な範囲の簡単なものに止め、必要に応じてヒアリングを実施する
- ② 評価項目（案）から業務の内容に応じて評価項目を発注者が選択することにより、評価ポイントの明確化を図る
 - ・当面は、特に過去の同種・類似業務の成績について積極的に評価する

・高度な技術的判断等が求められる場合等においては、外部委員会に評価を委託

- ③ 提出書類の簡素化等を通じて手続の改善を図る

・将来、データベース（以下 DB）の拡充により一層の提出書類の簡素化を実施する

- ④ 特に高度な業務については、コンペ方式を導入し、参加企業に適正な報酬を支払う

3) 随意契約の適正化

- ① 工事請負契約における「随意契約ガイドライン」と同様に設計・コンサルタント業務に対応するものを検討する
- ② 当面、随意契約が望ましいと考えられるものを整理し、適用の適正化を図る

(2) 企業・技術者評価の徹底

1) 企業・技術者評価項目の明確化

プロポーザル方式および公募型価格競争入札方式における技術者評価項目、指名・選定における企業評価の項目を整理・明確化する

2) 企業・技術者評価 DB の整備

- ① 各発注者の連携による評価の実施により DB を充実（テクリス等を拡充）する
- ② 発注者は DB を活用して企業を選定するか、発注者に代わり企業および技術者の評価を行う第三者機関を活用

3) 事後評価の充実と以後の業務発注へのフィードバック

- ① 事後評価は総合成績に加え、企業の業務遂行時のパフォーマンスを発注者が評価
- ② 評価結果を DB 化し、以後の業務発注へフィードバックする
- ③ 必要に応じ第三者による評価も行う

(3) より透明性・競争性を高めた入札手続の構築

1) プロポーザル方式の拡大および価格競争における公募型入札方式の拡大

- ① プロポーザル方式の適用を拡大する
- ② 価格競争入札方式においては、公募型入札方式の適用範囲を拡大する
 - ・建設省においては、当面の目標として、3,000万円以上の業務については公募型入

- 札方式の適用を目指すことを検討する
- ③ 地方自治体においても、公募型入札方式の拡大を勧奨する
- 2) DBの活用と指名・選定理由、評価理由の明確化
- ① 企業指名に際し、評価項目（案）から業務の内容に応じて発注者が評価項目を選択するとともに、指名等の理由を明確に説明する
- ② DBを活用し、業務内容に適する企業を指名・選定（絞り込み）し、結果を公表することにより透明性の確保に努める
- ③ 事後評価 DBが充実するまでの間は既存のデータを活用（コンサルタント等の登録情報 / 既存テクリスデータ / 過去の建設省業務の成績等）
- ・市町村のテクリスへの加入をさらに勧奨 / 利用料の更なる引下げを検討依頼
 - ・建設省業務における成績情報を他の発注者も活用できるように情報公開を検討
- ④ 発注者の能力（技術力）が低い場合は、支援制度の活用により能力（技術力）の向上を図るが、支援制度が確立するまでの間はより技術レベルの高い企業を選定する
- 3) 受注意思確認の徹底
- 指名に対し辞退する自由の確保を徹底する
- ・通達等での徹底 / 公共工事契約制度運用連絡協議会における各発注者間の連携

- (4) 発注者として適切な判断ができるための体制の確立
- 1) 発注者としての必要な能力
- 発注者は、専門知識を活用しつつ業務内容を確認し、プロジェクト全体をマネジメントするとともに、業務のプロセスと結果を適正に評価できる能力を有する必要がある
- 2) 発注者支援システムの制度化
- ① 支援を必要とする場面
- ・業務内容と量の概定
S/W（Scope of Work：概略作業方針）、仕様書・設計書、予定価格積算資料の作成等
 - ・発注の支援
企業および技術者評価、プロポーザルの評価、業務の監督、業務の対外説明
 - ・成果の評価
- ② 支援制度のあり方
- ・上記場面で必要とされる能力（技術力）が不足する場合は、発注者はアドバイザーの支援を受けるものとする
- ③ アドバイザーの対象者
- ・一定の能力（技術力）を担保する資格の保有者、あるいは当該分野の専門知識を有する学識経験者等が考えられる
- ④ 発注者とアドバイザーとの関係
- ・アドバイザーは発注者の判断材料を提供す

支援制度のスキーム（案）		
	（案1）	（案2）
基本的考え方	①判断基準に基づき、能力（技術力）が不足すると判断される場合は支援を受ける（自己判断または第三者評価） ②アドバイザーは一定の技術レベルが必要 たとえば資格を求める ③アドバイザーの支援を求めない発注者は同様の資格を取得することで能力（技術力）の向上に努める	①発注者に求められる能力（技術力）を担保する新資格制度を創設 ②発注者は、内部に上記有資格者を確保するか有資格のアドバイザーから支援を受ける
類似制度	・住宅性能表示制度	・建築主事制度・確認検査員制度 ・ドイツの照査技師制度

るものとし、当該発注に係る最終的な責任は発注者にあるとすべき

・アドバイザーには、常に発注者の立場に立って専門的技術を駆使し発注者を支援すること、受注者とは独立の関係を保つこと、さらには、業務上知り得た事項についての守秘義務が求められる

・支援の内容により、発注者に不利な結果を招いた場合は、アドバイザーは発注者に対して損害賠償する等の責任を課すことが考えられる

⑤ 契約対象者

・一定の必要な要件を満たす法人または個人が考えられる

⑥ 契約方法等

・契約方法として三つの案が考えられる

(案A) 概算金額を提示してプロポーザルを受け選定する方法(特に業務形成時のアドバイザー契約)

(案B) アドバイザー料金を一律とし、単価契約、精算払いする方法

(案C) 指定機関との随意契約

3) 新資格制度のイメージ

① アドバイザーには基本的にこの資格を求めることとする

② 企業評価等を実施する上では、各発注者が共通のベースにたつ必要があることから基本的に、一定条件の発注を行う発注者は一定の資格をもつ技術者を確保すべきである。また、DBに登録する事後評価のデータは同資格をもつ技術者による評価に限定すべきである

③ 資格の具体化については、学識経験者等の意見を踏まえて検討すべきである

④ 新資格制度創設までの間は、暫定的に既存

資格と実務経験等に対応することが考えられる

(5) 業務の適正化等

1) 発注ロットの適正化

① 一連の業務は一括で発注すること等により効率的な業務発注を実現する

② 調査業務における国債等の活用を図る

2) 適正なフィーの設定

① 歩掛かりのない業務については、極力プロポーザル方式を活用することにより適正なフィーを確保する

② 予備設計等の歩掛かりを再検討する

3) 低価格入札への対応

① 対象とすべき基準価格の設定方法を含め、工事における低入札価格調査制度等を参考に低価格での入札への対応を検討する

② 契約後の打合せ協議や工程管理の厳格な実施により、成果品の品質低下を防止する

4

おわりに

建設省としては、本中間とりまとめに示された改善策(表参照)をもとに、実施可能なものから早急に実施を図るとともに、更なる検討が必要なものについては、引き続き検討を進めていきたいと考えています。

また、今後も委員会において、モデル事業等での試行結果をもとに、さらなる改善策を検討していただくこととしています。

地方公共団体に対しても、本中間とりまとめに示された改善策を紹介するとともに、地方公共団体と連携した取組みを目指したいと考えています。

なお、中間とりまとめ本文は、下記URLにおいて公開しています。

<http://www.moc.go.jp/tec/consul/index.htm>

表 課題に対応した改善策（案）

	解決すべき主な課題	抜本的改善策	当面の改善策
入札方式の改善	業務内容および発注者の求めるニーズにあった入札契約方式がとられていない	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者ニーズと業務内容の分析による適切な入札契約方式の選択 ・入札契約方式選定の考え方と標準パターンの提示 	
	適切な企業が指名されていない	<ul style="list-style-type: none"> ・事後評価を含めた企業・技術者評価 DB の構築 ・DB 活用による適切な企業の指名（絞り込みに活用） 	<ul style="list-style-type: none"> ・指名選定理由の説明 ・過去の業務成績等既存のデータを活用し絞り込む ・事後評価の試行的着手 ・価格競争における公募型入札方式の拡大 ・受注意思確認の徹底
	プロポーザル方式の手間が煩雑	<ul style="list-style-type: none"> ・DB 利用による提出資料の一層の削減 ・技術者評価型プロポーザル方式の活用（極力 DB 活用） ・コンペ方式の活用（報酬の支払い） 	<ul style="list-style-type: none"> ・提出書類の簡素化（ボリュームの制限等） ・技術者評価型プロポーザル方式の推進（提案併用型）
	プロポーザルの内容が適正に評価されているか不明確	<ul style="list-style-type: none"> ・DB 活用による企業の特定 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務内容に応じた評価項目の選択 ・外部委員会の活用
発注者評価	発注者の能力（技術力）・体制が不十分な場合がある	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者の能力（技術力，特に評価力）担保手法の導入（資格制度の創設等） ・アドバイザー制度の導入（業務内容の確定等）（成果品のチェック・評価） 	<ul style="list-style-type: none"> ・発注者に求められる能力の明確化 ・支援機関として技術センター等の活用 ・既存資格制度の活用
談合の防止	価格競争で談合が発生しやすい	<ul style="list-style-type: none"> ・技術者評価型プロポーザル方式等の活用によるプロポーザル方式の促進 ・交渉方式の導入 	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル方式の適用拡大 ・価格競争における公募型入札方式の拡大
	発注者が事前に特定のコンサルタントに相談するケースが指摘されている ・業務形成段階 ・設計図書作成段階 等	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザー制度の導入（業務内容の確定等） 	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーとして技術センター等の活用
	形式的な入札が行われているとの指摘がある	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約ガイドラインの策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・随意契約できるものの整理と随意契約の適正な活用 ・一連の業務の一括発注 ・国債の活用
その他	知的業務に十分な対価が支払われていない	<ul style="list-style-type: none"> ・予備設計等の歩掛かりの見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩掛かりのないものはプロポーザル方式の活用
	ダンピング等による品質低下の懸念がある	<ul style="list-style-type: none"> ・工程管理等の厳格な実施と事後評価 	